

金融庁 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
59	B 地方に対する規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例等による暴力団排除規定の追加を行うこと。	【支障】 近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国で実効が定まる定期考例へ暴力団排除の条項が加わったところである(平成27年)。しかし、中小企業等協同組合には暴力団排除規定が置かれておらず、認可等においては暴力団と関わりがある組合の返答を拒否しているが、法律上の明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団報告も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。 【改正の必要性】 反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策推進計画(「世界一安全な日本」推進戦略)においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。ついでに、他法律(貸金業法や水産物協同組合法など)と同様、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。	中小企業等協同組合法	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高松県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県	石岡市、川崎市、綾瀬市、奈良市、大分県、熊本県、大分県	○今後支障事例が生じる可能性はないこと。また、暴力団排除が社会全体の課題であることや貸金業法など関係法令との整合性から改正が必要である。 ○貸金業法が改正されることで、中小企業等協同組合からの暴力団排除規定の追加は必要不可欠であると考える。 ○本稿においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、返答を拒否する法外な明確な根拠がないこと。法改正の必要性があると考え。 ○協同の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことが、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可申請があった場合には、疑いなく排除されるべきである。 ○暴力団排除条例の制定等により、県レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む。組合等団体の企業価値を向上する意味でも、法において排除規定を定めることに賛同する。		
156	B 地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化	死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血縁の世帯員からの請求に関する規定の明確化を求め、また、死亡保険金の相続処理に際して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを通知することを求める。	死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血縁などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求している同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血縁の請求については規定がない。	別世帯に住む直系血縁の世帯員からの請求について、規定の明確化を行うことにより、地方公共団体間における事務処理の整合が図られる。また、保険会社へ通知の発出等を行うことで、住民及び保険会社の負担が軽減され、公益に資するものとなる。	住民基本台帳法第12条及び第13条の2、住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)①-ア～②及び第2-4-3-(1)①-ア	内閣府、個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省	都山市	【提案】参考資料「住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化.pdf」	宮城県、山形県、石川県、石川県、ひたちなか市、高崎市、所沢市、横川市、相模原市、川崎市、平塚市、多治見市、浜松市、春日井市、秋田市、宇和島市、北九州市、厚狭市、宮崎県	○死亡後の手続き全般についてマイナンバーの取り扱いは周知を行い、必要性を精査できる限り身内等に示していただきたい。 ○保険会社の手続き等でなくなった方のマイナンバーについての問合せがあるが、死亡者が単独世帯の場合、通知カードやマイナンバーカードの所在が分からないケースが多くなり、本人等本人の住民票を求めていたために発生している。現在の制度においては、同一世帯の請求については規定があるものの、同一世帯ではない直系血縁の請求については規定がないため、取り扱いについて明確化してほしい。 ○保険会社や税務署、労働基準局等に提出する死亡者の住民票(単身者)にマイナンバー入りを求めることができるが、総務省の事務連絡の個人番号制度関係質疑応答にも取り扱えない旨が記載されているが、明確化していない。 ○現在、本市でも、死亡者に関しては同一世帯以外の申請者にマイナンバー入りの住民票の交付を行っていないが、請求が多いことは事実であり、マイナンバー利用事務マイナンバー関係事務の業務案内に死亡者に関するマイナンバーの取扱いのルールを定め、周知することは必要と思われる。 ○当該取扱いでもマイナンバー入り住民票交付事務を行うに当たり、提案団体が所管支障事例(死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血縁などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血縁の請求については規定がない。が、同様に同じく、「別世帯に住む直系血縁の世帯員からの請求について、規定の明確化がされていないため、市での対応に苦慮する。」といった事務負担を担っている。 死のため、「死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血縁の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。また、死亡保険金の相続処理に際して、保険会社に対しては通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを通知することを求める。」といった提案の趣旨に賛同します。 ○別世帯の請求者への説明に時間を要するケースもあり、保険会社への通知の発出は必要と考える。 ○死亡者と同一世帯であった者からの請求でなければ、死亡者の個人番号が記載された住民票の複製の写しの交付ができないこと、及び個人番号が不明でも継続番号等が可能であることが、住民及び生命保険会社等の関係機関等に周知されていないため、窓口でトラブルになることが多く、対応に苦慮している。 このことについては、提出先である生命保険会社等の関係機関に周知するよう、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会を通じて総務省へ要望しているところである。 ○同様のケースが本市においてもあることから、住民基本台帳法第12条の第1項第1号の「自己の権利行使し、又は自己の義務を履行するに住民票の記載事項を閲覧する必要がある者」については、別世帯であっても死亡の住民票の複製に個人番号を記載できないように規定すべきと考える。 ○規定の明確化を行うことにより、市町村間における事務処理の解消が期待される。 ○死亡時に同一世帯であったものがない場合、マイナンバー入り住民票を請求できないこと周知されていない。また、マイナンバーが各種手続きに必須であるという誤解のため、窓口でのトラブルが増えている。

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
99	<p>【警察庁】</p> <p>警察としては、暴力団の資金獲得活動の更なる抑制を図り、中小企業等協同組合に関連する暴力団の違法・非道な介入実態が判明したならば、主管府庁である中小企業庁に情報を提供するなどの協力を行ってまいります。</p> <p>なお、各法令において暴力団排除条項を定めるべきか否かについては、各法令が規制する事業等における暴力団の活動の抑制等の実態を踏まつつ、主管府庁において暴力団の活動などに対する必要性を判断すべきものであり、必要性があると判断されたものから可能な限り早期に当該法令を改正して暴力団排除条項を盛り込んで対応すべきものである。したがって、まずは、主管府庁である中小企業庁において暴力団排除条項の審査が実施されるべきである。</p> <p>【金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】</p> <p>現時点で、中小企業等協同組合法に基づく取組された場合、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報は警察当局などから寄せられていない。今後、必要に応じて各自治体等からの情報提供等を通じて更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況も踏まえつつ対応してまいります。</p>		<p>業界によっては、刑事事件等を起こした過去がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることは望ましくないため、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したい。</p> <p>また、暴力団の関与を事前に防止する必要があると考えるため、中小企業等協同組合への暴力団等排除規定への追加を求める。</p>			<p>【全国知事会】</p> <p>公共工事や許認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進められ、法定正により暴力団排除条項を通知すべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	
156	<p>まずは住民基本台帳制度を所管する総務省で検討いただくものと考えている。</p> <p>【個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省】</p> <p>単身世帯であった死亡者の法定相続人により、住民基本台帳法第12条第5項の特別の記載が行われた場合であっても、個人番号が記載された住民票の複製の写しを交付することはできない。死亡者については、その代筆権を有する者は存在せず、特別の請求を行うことができるのは、死亡者と同一の世帯であった者に限られる。</p> <p>そもそも、個人番号関係事務実施において、例えば、総務省に提出する支払調書等に経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。</p> <p>このことについては、内閣府から保険会社関係団体へ要請を行っているものであり、引き続き要請を行ってまいります。</p>	<p>○ 経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。」について、保険会社関係団体へ要請を引き続き行ってまいりますようお願いします。併せて、死亡者である保険契約者のマイナンバーを相続人が確認したとする時に住民票の複製の写しの請求が行われるが、マイナンバーの記入が無くとも保険金が請求できるとを明確化していただきたいとします。</p> <p>○ 加えて、市町村及び住民に対する当該要請に係る制度内容やマイナンバー入り住民票の交付における留意事項の周知について御検討くださいとさせていただきます。</p>		<p>【所沢市】</p> <p>保険会社関係団体に限らず死亡者の個人番号が必要な届出の提出先に対して、死亡者の個人番号が把握できない場合には記載不要等にするなど広く周知を行っていただきたい。</p> <p>【宮崎市】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。現状として、保険会社関係団体への要請は十分ではないと思われるので、各府県から引き続き要請をお願いします。</p> <p>【江戸川町】</p> <p>窓口業務においては依然として、死亡者の個人番号を保険会社等から請求されたという理由で、死亡者の個人番号入り住民票を請求されるケースがある。このようなことが起きよう、保険会社関係団体に対して、「保険料加入者へ個人番号の提出を求めると」及び「死亡者の個人番号の提出が必要無いこと」を更に周知徹底すべきと考えます。</p> <p>また、死亡者の個人番号入り住民票の請求にあたっては、同一世帯ではない直系血族からの請求について明確に規定されることが必要だと考える。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>【個人番号記載の住民票の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府(番号制度担当)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されている件数等の運用実態を把握していただきたい。 ○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、極めて法定正のみ用いられないことなどを、地方公共団体が住民に周知するよう措置していただきたい。 【住民基本台帳事務所の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化】 ○ 総務省において、死亡者のマイナンバーが税務上の名寄せが必要となる理由を確認した上で、法定調書における死亡者のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。 ○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定相続人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の記載を行った場合におけるマイナンバーが記載された住民票の複製の写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員が対応できるよう周知していただきたい。 ○ 内閣府(番号制度担当)において、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致しているのかを審視していただきたい。 ○ 内閣府(番号制度担当)及び金融庁において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを確知できずマイナンバーが記入できなくても保険金を請求できるとを明確化していただきたい。 【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化】 ○ 内閣府(番号制度担当)において、同一住所に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの性格から生じる、同一住所の世帯以外に世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請者以外の世帯についてはマイポータル上の情報連携の履歴として表示されないよう措置すべきではないか。 ○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する際、同一住所の全ての世帯情報にアクセスせずとも、直接個別の世帯情報を収集することができるよう措置すべきではないか。 ○ 内閣府(番号制度担当)及び総務省において、同一住所の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイポータル上の情報連携の履歴として表示されないようにするために、マイポータルの改修の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改修の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。